

議案第 5 2 号

北本市印鑑条例の一部改正について

北本市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市印鑑条例の一部を改正する条例

北本市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「氏名（」の次に「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。）、「」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 2 6 第 1 項」を「令第 3 0 条の 1 6 第 1 項」に改め、「を含み、「」を削り、「含む。以下同じ」を「含む。」

（以下「氏名」という）」に、「表わして」を「表して」に改め、同項第 2 号及び第 5 号中「表わして」を「表して」に改め、同項第 6 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、「」に改める。

第 6 条第 1 項第 7 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、「」に改め、同条第 2 項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の北本市印鑑条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う登録申請から適用し、同日前に行った登録申請については、なお従前の例による。